

みんなのついでに あったから地域びんご

平成23年度 歳末たすけあい募金運動

新たな年を迎える時期に支援を必要とする人が、ともに明るいお正月を迎えられるよう、共同募金運動の一環として、12月から歳末たすけあい募金運動を展開します。

▼期 間

平成23年12月1日～
12月31日 1カ月間

○自治会長さんを通して募金を行います。

▼募金の使途

- ・歳末事業補助（地区社会福祉協議会、福祉団体）
- ・歳末たすけあい見舞金
- ・施設通所者等慰問品
- ・布団丸洗いサービス事業

平成23年度 歳末たすけあい 見舞金の配分について (配分には申請が必要です)

「みんなでささえあう あったかい地域づくり」を目的に、支援を必要としている世帯に対して、歳末たすけあい募金から見舞金を配分します。対象世帯、申請方法は以下のとおりです。

＜配分対象世帯＞

在宅であって、次の(1)と(2)の両方に該当する世帯

(1) 次の条件のいずれかに該当する世帯

- ア) 平成5年4月2日以降に生まれた子どもを養育している母子家庭・父子家庭または両親のいない世帯
- イ) 身体障がい児・者のいる世帯（身体障がい者手帳1級または2級）
- ウ) 知的障がい児・者のいる世帯（療育手帳AまたはB）
- エ) 精神障がい者のいる世帯（精神障がい者手帳1級または2級）
- オ) 要介護者のいる世帯（要介護4または5の認定）

カ) 配分を必要とする75歳以上の方のみで構成される高齢者世帯

※カ) の区分は、申請にあたって地域を担当する民生委員さんの世帯確認が必要となります。

(2) 次の条件の全てに該当する世帯

- ・10月1日現在で栃木地区（旧栃木市）、及び都賀地区（旧都賀町）に現に居住している方で、住民基本台帳に登録されている世帯であり、平成23年度世帯全員の市民税が非課税であること
- ・生活保護を受給していない世帯であること

＜申請に必要なもの＞

- ・平成23年度歳末たすけあい見舞金配分申請書

※申請書は、下記の提出先に用意してあります。

- ・世帯全員が明記された住民票（省略でないもの）
- ・平成23年度世帯全員分の市民税非課税証明書（中学生以下は不要）

- ・(1)のイ)～オ) を満たすことを証明するものを添付（手帳、介護保険証等）

※身体の理由により、ご本人で申請書類等を準備、提出することが困難な場合は、本会または地域を担当する民生委員さんにご相談ください。

＜見舞金配分予定額＞

- ・世帯割 8,000円
- ・家族割 2,000円（世帯主を除く）

※募金額、配分人数により見舞金が減額になる場合があります。

＜提出期限＞

平成23年11月11日(金)
17時15分まで(期限厳守)

＜提出先＞

社会福祉協議会本所

今泉町2-1-40

TEL (22) 4457

社会福祉協議会都賀支所

都賀町家中23357

TEL (28) 0254

老人福祉センター長寿園

蘭部町2-14-9

TEL (22) 0333

老人福祉センター福寿園

千塚町210

TEL (31) 3366

老人福祉センター泉寿園

今泉町1-2-7

TEL (27) 3818

＜配分方法＞

・地域を担当する民生委員さんを通しての配分となります。

・配分時期は12月中旬ごろを予定しています。